

## 金融グループ

### 1 グループの概要

「平成 19 年度 福島県商工労働行政施策の概要（平成 19 年 4 月）」によれば、同グループの事務分掌は以下のとおりである。

- ・中小企業制度資金に関すること。
- ・中小企業高度化資金に関すること。
- ・福島県信用保証協会に関すること。
- ・貸金業に関すること。
- ・設備資金貸付及び設備機械貸与事業に関すること。

平成 19 年度の主な事業計画は以下のとおりである。

「中小企業機械貸与事業貸付金」3,791,249 千円（当初予算額）

中小企業者に対し、経営の向上のために必要な機械類を貸与（割賦販売）することにより、経営基盤の強化を図るため、貸与機関である(財)福島県産業振興センターに対し、必要な資金を貸し付ける。

- ・新規貸与枠 12 億円

「中小企業制度資金貸付金」34,958,000 千円（当初予算額）

各種制度資金については次のとおり。

(1) 起業家支援保証

企業の活動段階：創業期

制度の目的：創業者等支援

対象：創業・第二創業・独立開業・ベンチャー（コミュニティビジネスを含む）

新規融資枠：50 億円

(2) 小規模企業資金

企業の活動段階：成長期・安定期

制度の目的：小規模企業者の経営の安定化を支援

対象：小規模企業者（コミュニティビジネスを含む）  
コミュニティビジネスを営む N P O 法人

新規融資枠：20 億円

(3) 小口零細企業資金（10 月から創設）

企業の活動段階：成長期・安定期

制度の目的：小規模企業者の経営安定化を支援

対象：小規模企業者

新規融資枠：50 億円

(4) 信用組合資金

企業の活動段階：成長期・安定期

制度の目的：小規模企業者の経営の安定化を支援

対象：信用組合員

- 新規融資枠：48 億円
- (5) 長期安定保証  
企業の活動段階：成長期・安定期  
制度の目的：長期資金による企業経営の安定化を支援  
対象：中小企業者  
新規融資枠：180 億円
- (6) 短期保証  
企業の活動段階：成長期・安定期  
制度の目的：短期の資金繰り緩和  
対象：中小企業者  
新規融資枠：200 億円
- (7) 経営環境改善保証  
企業の活動段階：再生期  
制度の目的：借入金の本化による資金繰りの緩和  
対象：中小企業者  
新規融資枠：130 億円
- (8) 関連倒産防止資金  
企業の活動段階：緊急支援  
制度の目的：関連倒産の防止  
対象：倒産企業等との取引企業  
新規融資枠  
    ) 一般 枠：16 億円  
    ) 取引円滑化枠：24 億円
- (9) 緊急経済対策資金  
企業の活動段階：緊急支援  
制度の目的：経済環境の変化等による影響の緩和  
対象：経済環境の変化により売上等が減少している企業  
新規融資枠  
    ) 一般 枠：80 億円  
    ) 金融環境激変対策枠：45 億円
- (10) ふくしまの産業強化資金  
制度の目的：「ふくしまの産業」の支援・強化  
対策  
    ) 地場産業又は観光業  
    ) 地域に根ざした中小企業者  
        ( 県内に本社機能を有し、業歴 5 年以上 )  
    ) 経営革新の承認または新連携の認定事業者  
    ) 次世代育成支援企業認証制度の認証を受けた事業者  
新規融資枠：100 億円

- 「(新)子育て支援企業資金」1,532,400 千円(当初予算額)  
企業における子育てに関する環境整備を促進するため、子育てしやすい職場環境づくりに取り組む中小企業者向けの無利子の制度を創設し金融面から支援する。
- 「中小企業信用補完制度費」452,000 千円(当初予算額)  
中小企業信用制度補完制度の充実を図り、次の事業を実施する。  
県信用保証協会代位弁済資金貸付金  
県信用保証協会損失補償金
- 「街なか再生特別資金」2,090,000 千円(当初予算額)  
中心市街地の空洞化に歯止めをかけ、再活性化を図るため、資本の大小に係わらず低利融資を行う。
- 「中小企業制度資金利活用推進事業」236,500 千円(当初予算額)  
制度資金を利用する中小企業の保証料負担の軽減を図り、制度資金の利活用を促進するため、基本保証料と政策保証料との差額分について、県信用保証協会に対して補助金を交付する。
- 「中小企業高度化資金貸付金」267,335 千円(当初予算額)  
中小企業の事業の共同化、工場及び店舗の集団化その他中小企業構造の高度化に必要な資金を貸し付けることにより、中小企業の振興の促進を図る。
- 「小規模企業者等設備導入資金貸付事業貸付金」850,000 千円(当初予算額)  
県内小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化を促進するため、小規模企業者等設備導入資金助成法に基づき事業を行う(財)福島県産業振興センターに対し、必要な資金を貸し付ける。  
小規模企業者等設備資金貸付事業(貸付金 500,000 千円)  
小規模企業者等設備貸与事業(貸付金 350,000 千円)

## 2 貸付金の状況

平成 19 年度の商工総務領域の貸付金は次のとおりである。

名称	前年度末 現在高(A)	当年度債権異動状況		収入未済額		当年度末 現在高 (A+B-C-D+E)
		発生額(B)	履行期限 到来額(C)	前年度末 現在高(D)	当年度末 現在高(E)	
<b>(小規模企業者等設備導入資金貸付金等特別会計)</b>						
中小企業高度化 資金貸付金	7,195,940,322	252,000,000	753,611,000	1,016,676,322	1,017,148,744	6,694,801,744
中小企業設備近 代化資金貸付金	14,538,000	0	2,415,000	12,123,000	11,353,000	11,353,000
小規模企業者等 設備貸与資金貸 付金	1,126,126,710	128,409,000	207,207,000	0	0	1,047,328,710
小規模企業者等 設備資金貸付金	1,196,064,663	174,490,000	216,673,336	0	0	1,153,881,327
小計	9,532,669,695	554,899,000	1,179,906,336	1,028,799,322	1,028,501,744	8,907,364,781
計(a)	11,732,669,695	554,899,000	1,179,906,336	1,028,799,322	1,028,501,744	11,107,364,781
<b>(一般会計のうち貸付期間がH19.4.2～H20.3.31のもの)</b>						
機械貸与事業資 金(A)	0	3,391,249,000	3,391,249,000	0	0	0
長期安定資金(B)	0	3,469,000,000	3,469,000,000	0	0	0
緊急経済対策資 金(B)	0	4,183,000,000	4,183,000,000	0	0	0
関連倒産防止資 金(B)	0	1,195,000,000	1,195,000,000	0	0	0
新事業創造資金 (B)	0	218,000,000	218,000,000	0	0	0
商業・サービス業 活性化資金(B)	0	126,000,000	126,000,000	0	0	0
小規模企業育成 資金(C)	0	29,000,000	29,000,000	0	0	0
ベンチャー企業 育成資金(B)	0	32,000,000	32,000,000	0	0	0
創業者支援資金 (D)	0	1,000,000	1,000,000	0	0	0
緊急経済再生特 別資金(B)	0	2,557,000,000	2,557,000,000	0	0	0
街なか再生特別 資金(B)	0	1,387,000,000	1,387,000,000	0	0	0
小規模企業資金 (B)	0	938,000,000	938,000,000	0	0	0
ふくしまの産業強 化資金(B)	0	11,049,000,000	11,049,000,000	0	0	0
小口零細企業資 金(B)	0	2,500,000,000	2,500,000,000	0	0	0
子育て支援企業 資金(C)	0	81,500,000	81,500,000	0	0	0
信用組合資金(E)	0	4,038,000,000	4,038,000,000	0	0	0
代位弁済資金貸 付金(C)	0	400,000,000	400,000,000	0	0	0
計(b)	0	35,594,749,000	35,594,749,000	0	0	0
合計(a+b)	11,732,669,695	36,149,648,000	36,774,655,336	1,028,799,322	1,028,501,744	11,107,364,781

貸付先 A：(財)福島県産業振興センター B：福島県信用保証協会他1件  
C：福島県信用保証協会 D：(株)東邦銀行 E：各信用組合4件

制度資金のために県信用保証協会や金融機関に預けることを「預託」と言うが、この預託に当たるのは、上記表の「長期安定資金」から「信用組合資金」までの15資金である。

小規模企業者等設備貸与資金貸付金と小規模企業者等設備資金貸付金は貸与機関である(財)福島県産業振興センターに貸付けており、中小企業高度化資金貸付金と中小企業設備近代化資金貸付金は県が直接中小企業者等に貸付ける資金である。

中小企業高度化資金貸付金と小規模企業者等設備貸与資金貸付金につい

ては次に述べる。

### 3 中小企業高度化資金貸付金

#### (1) 概要について

##### 制度目的

中小企業者が、経営基盤の強化等を目的として組合を設立し、卸団地・ショッピングセンター等の建設、既存商店街の整備等を行う場合に、県と独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）が資金及びアドバイスの両面から支援する制度

##### 貸付対象事業

対象事業は 14 事業あり、主な事業の概要は次のとおりである。

##### ) 集団化事業

市街地などに散在している中小企業者がまとまって立地環境の良い地域へ工場や店舗などを移転する形態

##### ) 共同施設事業

中小企業者が共同で利用する施設や共同で経営する施設の整備を行う形態

（例：共同流通センター、商店街のアーケードや共同駐車場）

##### ) 施設集約化事業

中小企業者が共同工場や共同店舗などの整備を行う形態

##### ) 集積区域整備事業

商店街、工場街、その他工場、店舗などが集まっている区域において、事業環境の改善など当該集積区域の整備を行う形態（具体的には、中小企業者が施設の改造、建設やアーケードや共同駐車場などの共同施設の準備を行う）

##### 貸付条件

) 利率：1.10%（平成 20 年度貸付の場合。貸付期間を通じて固定）

無利子（公害防止施設や中小小売商業振興法に基づく整備等に限られる）

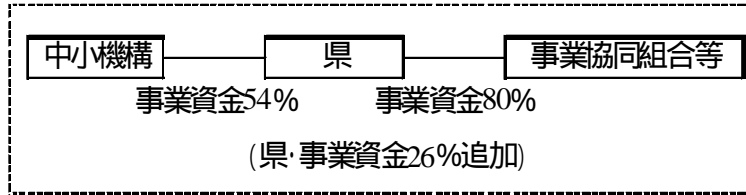
) 貸付対象：土地、建物、構築物、設備

) 貸付期間：20 年以内（据置 3 年以内）

) 貸付割合：整備資金の 80% 以内（災害復旧貸付等の場合は 90% 以内）

## 貸付方式

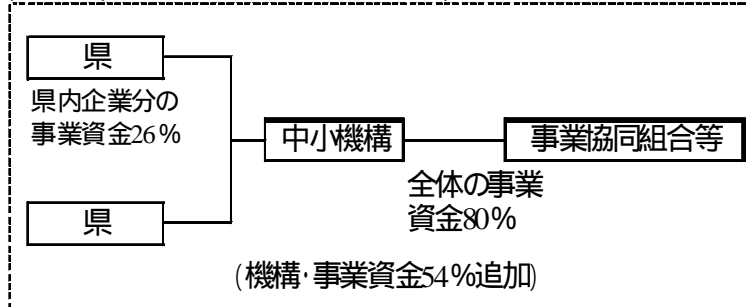
)A方式(1つの都道府県内のみでの事業)



資金負担割合は  
一般的な場合  
H20～22 機構64%  
県 16%

注 集団化事業と集積区域整備事業は、事業協同組合等の組合員にも貸付けることができる。(本県では、集団化事業の場合、土地は組合、組合員の建物は組合員に貸付けている)

)B方式(複数都道府県にまたがる事業)



## (2) 今までの貸出実績

貸付額、貸付残額及び収入未済額(元金、平成19年度末)

	貸付額		貸付残額		収入未済額	
	件数(件)	金額(千円)	件数(件)	金額(千円)	件数(件)	金額(千円)
A方式	699	47,770,318	94	6,569,593	10	975,385
B方式	136	1,130,552	20	125,209	5	41,763
計	835	48,900,870	114	6,694,802	10	1,017,148

貸付額に占める収入未済額の割合( / )・・・2.1%

貸付残額に占める収入未済額の割合( / )・・・15.2%

今までの不納欠損処理額は11,194千円である。

貸付累計額は489億円、貸出残高は67億円、うち10億円が収入未済となっている。貸出累計額489億円は投資資金の80パーセントということなので、600億円ぐらいの投資がされたことになり県内への経済効果は計り知れないものであると推察される。

(3) 収入未済について

平成 19 年度の収入未済の動向は次のとおりである。

(単位：円)

前年度末 現在高	当年度債権異動状況		当年度末 現在高
	発生額	回収額	
1,016,676,322	8,985,000	8,512,578	1,017,148,744

前年度末現在高に対する回収率は 0.9 パーセントである。

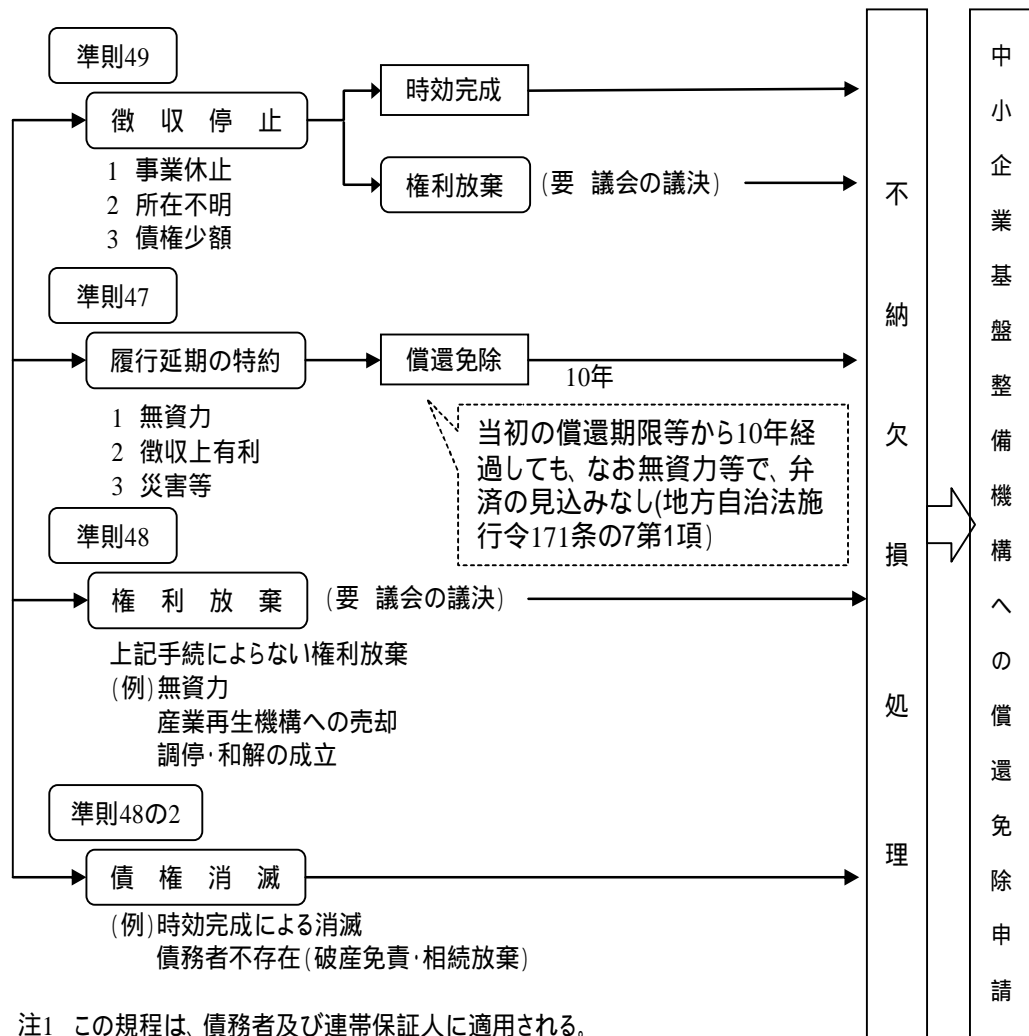
収入未済（A方式）の現況等は次のとおりである。

債務者	現況	債権保全措置
A	所在不明	担保物件処分済み、連帯保証人
B	和議中	抵当物件有り、連帯保証人
C	廃業	抵当物件有り、連帯保証人
D	廃業	担保物件処分済み、連帯保証人
E	廃業	担保物件処分済み、連帯保証人
F	破産事件終結	担保物件処分済み、連帯保証人

Aは所在不明だが、郵便物は転送先で受理されている。

(4) 不納欠損の処理

県は、中小企業高度化資金の回収が極めて困難又は不可能と判断すれば不納欠損処分をすることになる。中小企業高度化資金は、機構から貸付原資を借りているので、不納欠損処理をしても、機構に対する償還義務が残ることになる。機構は、「高度化事業に係る都道府県に対する資金の貸付けに関する準則」に都道府県に対する償還免除の規定を設けているので、県も準則に基づいて処理することになる。準則に基づいた不納欠損処理等は以下のとおりである。



注1 この規程は、債務者及び連帯保証人に適用される。

注2 連帯保証人の相続人に対しても連帯保証人の地位が承継される。(民法上、被相続人が死亡して3か月以内に家庭裁判所において相続放棄することができる。また、この期間は利害関係人又は検察官の請求によって家庭裁判所において伸長できる。)



#### 債権回収方針について

当制度は、福島県中小企業団体中央会の尽力により組合を設立し、卸団地・ショッピングセンター等の建設、既存商店街の整備を行う場合に、県や機構が資金及びアドバイスの両面から支援する制度であり、県の産業振興に多大な貢献をすることを期待されている。

県の債権回収方針は、次のとおりである。

##### 操業中の貸付先

- ・貸付先及び連帯保証人の経営状況等のヒアリングを行って、返済額の交渉を行う。
- ・抵当物件等に遊休資産がある場合には、任意売却を進め、売却代金からの回収を進める。

##### 廃業した貸付先

- ・抵当物件の売却（任意売却または競売）を進め、売却代金からの回収を進める。
- ・連帯保証人の経営状況等のヒアリングを行って、返済額の交渉を行う。

しかし、貸付先や連帯保証人の状況を調査して、担保物件が処分（任意売却または競売）済みでかつ貸付先や連帯保証人全てに償還する資力がないと判断すれば、債権放棄を検討することになっている。

#### 【意見】

当貸付は、県や機構が資金及びアドバイスの両面から支援する制度である。上記の回収方針によっては回収までに長期間を要するケースがあることから、県も貸し手責任として担保物件の処分等を積極的にする、連帯保証人からの回収期間を決めるなどの検討が必要である。

#### 連帯保証人について

「福島県中小企業高度化資金の貸付けに関する事務取扱い要綱」の第11（担保及び保証人）によると、担保提供以外に連帯保証人として次のとおり定めている。

- ・消費貸借契約の相手方（以下「借受者」という。）が事業協同組合、事業協同小組合、事業協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、企業組合もしくは協業組合（以下「組合等」という。）の場合は、原則として当該組合等の役員（理事）全員を連帯保証人とする。
- ・借受者が組合等の組合員の場合は、原則として、当該組合員が法人の場合にはその代表者及び当該組合等を連帯保証人とし、当該組合員が非法人の場合は知事が適当と認める1人以上の個人と当該組合等を連帯保証人とする。

最近の民間金融機関は、企業が借入れをする場合企業の保有する資産を担保にするほか、企業の代表取締役のみを連帯保証人とすることが多い。当貸付は、組合が借入れする場合理事全員を連帯保証人にする。また、組合の組合員の場合は属する組合を連帯保証人にしている。

**【意見】**

組合が借入れする場合、理事全員ではなく代表理事などの役付理事のみを連帯保証人にすることや、借入額を分割してそれぞれ連帯保証人を別にする方法などを検討されたい。

4 中小企業設備近代化資金

中小企業設備近代化資金の財源は、特別会計（国費と県費のそれぞれ2分の1負担）によるものである。

当該貸付は、平成11年度に設備近代化資金貸付制度が抜本的に見直され、平成12年度から小規模企業者等設備導入資金助成法に基づき、「小規模企業者等設備資金貸付事業」と改称され、貸与機関を通じて融資する制度となったため、平成12年度から実施機関を(財)福島県産業振興センターに移管し、県は既存債権管理業務のみを行っている。

収入未済の平成19年度の動向は次のとおりである。

(単位：円)

前年度末 現在高	当年度債権異動状況		当年度末 現在高
	発生額	回収額	
12,123,000	0	770,000	11,353,000

上記は6件の合計である。

**【意見】**

制度改正により、平成12年度から県は債権回収のみを行っているが、その回収に長期間を要している。回収には費用も掛かることもあり、回収が極めて困難な債権については、不納欠損処分を行うとともに、回収期間を決めて債権の整理をする必要がある。